



「岐阜市議会基本条例」が出来ました！ 無所属ク主張で広報・広聴の11条充実

「岐阜市議会基本条例」が市議会議員の任期2期の審議をへて令和2年9月28日に公布されました。前任期中では各会派の意見一致が整わない為に、一旦は会議を解散。昨年の市議会選挙経過後の新議員メンバーでの討議再開をへて、9月28日公布となりました。

無所属クラブが、前期から強く主張していましたが、**議会だよりの発行を条文に明記すること**等でした。議会運営委員会の2期に及び審議積み重ねにより、11条（広報及び広聴の充実）として条文化されました。ここでは、基本条例の意義を記した前文と11条等について紹介します。

前文 二元代表制・議会機能拡充・少数意見尊重

日本国憲法に基づく地方自治の二元代表制の下、地方公共団体の議会は、その担う役割と責任を果たすことがますます求められている。岐阜市議会は、執行機関への監視機能及び政策形成機能の充実を図るとともに、市民に開かれた議会の実現に向けて、議会の活性化を推進してきたところである。

しかしながら、著しく変化する社会環境及び経済情勢の中において、議会の基本理念、議会及び議員の役割並びに責務及び活動の原則、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係、議会の運営及び議会機能の拡充等を明らかにする必要に迫られている。加えて、市民の信頼や負託にこたえるためにも、少数意見も尊重しながら自由闊達な意見を交換しつつ討議し決議する、開かれた民主的議会を目指すことが求められている。

岐阜市議会は、このような時代の要請を真摯に受け止め、議員一人ひとりが市民に選ばれた代表者として公正かつ誠実に行動するとともに、常に議会のあり方を追及し、本市の発展及び市民福祉の向上を図るため、この条例を制定する。



長良小学校プール工事現場

無所属クラブ視察 9月9日

後方の右建物が新体育館。プールへ繋ぐ鉄筋448本が、むき出しになっている。用地はロープで囲まれていた。9月議会質問前に視察。左から、松原のりかず、服部、高橋、田中各議員

(写真撮影・教育委員会・写真機は服部議員)

珍しい！ 議会広報を未発行の岐阜市議会

視察に伺うと、必ずと言って良いほど視察先の都市の市勢要覧と共に議会広報が配布されます。中核市岐阜市は、まだ市議会広報誌、議会だよりに類する発行物がありません。これは、極めて珍しい事であり、残念な現実です。岐阜市ぐらいでしょう。

活発な議会活動がありながら、二代表制でありながら、市長部局の「広報ぎふ」に対応する「議会だより岐阜」が無い現状は、市民の岐阜市議会への認識、庁内での議会認識の希薄を生み、9月議会の長良小プール建設議案の経過（教育委員会の議会への説明なし）にもつながっているかもしれません。

無所属クラブは、前任期から「広報発行の明文化」を主張。条例に書き込まれなければ、現実に発行されない。市民への情報発信をもっと親切、丁寧、積極的に行なうべき。条例に書き込むことで、発行予算、必要な人的資源確保が出来ると主張して来ました。

第11条（広報及び広聴の充実）

議会は、多様な広報媒体を活用し、議会の活動に関する情報を発信し、多くの市民が議会と市政について関心を深めるよう、議会だよりの発行等、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

第20条（議員の政治倫理）

議員は、市民の代表として、市政に携わる機能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実及び清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、その使命の達成に努めるものとする。

第20条と第23条（政務活動費）は、かつて岐阜市議会の一連の倫理問題が全国的に報道されました。その経過から条文化されたと、松原のりかず は理解しています。



松原のりかず
☎058-253-2500